

合併特例法の主な改正点

1. 合併特例区制度等の創設

地域審議会、地域自治区、合併特例区の概要について

項目	区分	地域審議会	地域自治区		合併特例区
		(合併に際してのみ設置可)	(合併に関係なく設置する場合)	(合併に際して設置する場合)	(合併に際してのみ設置可)
法人格		なし	なし	なし	あり(特別地方公共団体)
設置区域		旧市町村単位	新市が定める区域	旧市町村単位(合同、一部も可)	旧市町村単位(合同、一部も可)
設置方法		合併関係町の協議により合併前に設置を決定し、各町の議会の議決が必要。	条例で定める。	合併関係町の協議により合併前に設置を決定し、各町の議会の議決が必要。	合併関係町の協議により規約を定め、各町の議会の議決を経て、知事の認可が必要。
設置期間		協議で定める期間	期間限定なし	協議で定める期間	5年以内
協議会等	名称	地域審議会	地域協議会	地域協議会	合併特例区協議会
	権限	区域に関係するもので、首長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる。	区に関係するもので、首長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる。	区に関係するもので、首長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる。	区に関係するもので、首長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる。 区の予算、合併特例区規則、首長との規約変更協議等について同意、決算の認定等。
	選任	合併関係町の協議で定める。	区域内に住所を有する者のうちから、首長が選任。	区域内に住所を有する者のうちから、首長が選任。	区域内に住所を有する者で議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約で定める方法により首長が選任。
	任期	特に制限なし	4年以内	4年以内	2年以内
	報酬	報酬あり。	無報酬とすることができる。	無報酬とすることができる。	無報酬とすることができる。
	会長及び副会長		<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長を置く。 ・選任、解任方法は条例で定める。 ・任期は構成員の任期と同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長を置く。 ・選任、解任方法は合併関係町の協議で定める。 ・任期は構成員の任期と同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長を置く。 ・選任、解任方法は規約で定める。 ・任期は構成員の任期と同じ。

項目	区分	地域審議会 (合併に際してのみ設置可)	地域自治区		合併特例区 (合併に際してのみ設置可)
			(合併に関係なく設置する場合)	(合併に際して設置する場合)	
区 長	設 置		区長は置けない。	・区の事務所の長に代えて区長(特別職)を置くことができる。	・区長(特別職)を置く。 ・区長は、助役、支所長、出張所長と兼務できる。
	選 任			区長は首長が選任。	区長は首長の被選挙権を有する者のうちから、首長が選任。
	任 期			2年以内	2年以内
	権 限			担当事務の処理	・区を代表し、事務を総理。 ・合併特例区規則の制定権。
事 務 所			・事務所を置く。 ・事務所の位置、名称・所管区域は、条例で定める。	・事務所を置く。 ・事務所の位置、名称・所管区域は、合併関係町の協議で定める。	合併関係町の協議により、規約で定める。
職 員			新市からの派遣又は兼務	新市からの派遣又は兼務	新市の職員のうちから、首長の同意を得て、区長が任命。
事 務			新市の事務を分掌	新市の事務を分掌	・区で処理することが効果的な事務 ・区域住民の生活利便性向上等のため、特に必要な事務 ・法令で市が行うとされている事務等は処理できない。
財 源			新市の予算	新市の予算	・区の予算があり、財源は新市からの移転財源等。 ・課税権、地方債発行権はない。
住居表示			合併に際して設置する地域自治区及び合併特例区の設置期間満了後、引き続き地域自治区を設ける場合は住所に区の名称を冠する。	住所には区の名称を冠する。	住所には区の名称を冠する。
根拠法令		・現行合併特例法(H17.3.31まで) ・新合併特例法(H17.4.1から)	改正地方自治法	・現行合併特例法(H17.3.31まで) ・新合併特例法(H17.4.1から)	・現行合併特例法(H17.3.31まで) ・新合併特例法(H17.4.1から)

2. 経過措置

平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについても合併特例法が適用されることになった。

合併までの流れ	合併協議終了	町議会の議決	知事への申請	県議会への議決	総務大臣への届出	官報告示	合併
	(準備期間：概ね6ヶ月以上)						
	改正前						17.3.31
改正後			17.3.31				18.3.31

3. 一部事務組合等の特例の拡充

一部事務組合の構成市町村間の合併で、事実上構成団体の変更がない場合は、最大6ヶ月間、一部事務組合の規約の変更が猶予されることになった。